

内国為替集中決済制度と短期金融市場：
1943～1956

TSURUMI, Masayoshi / 齋見, 誠良

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

233

(終了ページ / End Page)

267

(発行年 / Year)

2000-07-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002718>

内国為替集中決済制度と短期金融市場

——1943～1956

霧見誠良

はじめに

日本の短期金融市場は、戦前と戦後をとおしてコール市場が核をなすが、その構造、性格には大きな隔りがある。戦前期において日本銀行と短期金融市場の関係は自由で、一般の銀行業を超える特別の強い規制はなかった。これに対し第二次大戦後日本銀行は、コール市場に対し介入を著しく強め、あたかも日本銀行の「庭先」に取り込み、「内庭」のように扱った。ここで「内庭」化とは、中央銀行が金融政策の有効性を確保するために短期金融市場のコア部分を半ばコントロール下におくことを意味する。こうした戦後中央銀行による短期金融市場への介入強化は、戦後日本に特有の現象ではない。たとえばアメリカでは、1940年代を境にブローカーズローン市場からフェデラルファンド市場への転換という、際立った形でおきている。このことは「内庭化」の過程が、戦後中央銀行政策の変化という、より一般的な脈絡で捉えるべき現象であることを示している。

中央銀行と短期金融市場の関係がこの時期に何故変化したのか、その中央銀行政策史における意義は何か、日米双方ともにこれまで明示的に議論されてはこなかった。最大の理由は、金融市場を決済制度とのつながりで見つかまえる〈決済制度と金融市場〉の視角を欠いていたからであろう。とくに日本では、アメリカのようにブローカーズローン市場からフェデラルファンド市場へというドラスティックな構造転換をとらずに、コール市場内部の構造変化という穏やかなプロセスを辿ったために、人々はこの問題

の重要性を見失ってきた。そのためこれまで多くの論者は、コール市場に対する日銀の介入をアメリカ流の教科書化した「庭先」論によって理解したうえで、日本のコール市場を全くの自由市場ととらえ、その問題性を認識するに至らない。むしろ「庭先」論がコール市場の正確な実態認識を妨げてきたというべきであろう。戦後日米両国において、中央銀行が金融政策の有効性を強化するために短期金融市場への介入を強めたが、そのプロセスならびに帰結は両国で同じではない。「庭先」論に止まらず、金融政策の公開性の点からも短期金融市場に対する中央銀行による介入のあり方、短期金融市場の構造が新たため問われなくてはならない⁽⁴⁾。

本稿では、こうした問題を全面的に展開できない。その研究の一環として、1993年戦時下に成立した内国為替集中決済制度が日本の短期金融市場にどのような影響を与えたか、検討するものである。

一般に金融市場の変化は決済制度の変革と密接に結びついている。両者の関係は、相互規定的である。金融市場の変化が決済制度の変革を呼び、また決済制度の改革は金融市場の構造に大きな変化をもたらす。たとえば明治以降の日本における決済制度の展開において、分水嶺となる大きな山が二つある。一つは1900年前後における手形小切手決済制度の確立であり、もう一つは1943年における内国為替集中決済制度の確立である。前者において市内決済、後者において隔地間決済をめぐる、効率的な集中決済システムが確立するに至った。渋沢らが明治初期に構想した全国を覆う集中決済制度が半世紀以上を経て漸く日の目を見るに至った。以来われわれは、他に先駆けて最も効率的な全国集中決済制度の恩恵に浴してきた。1900年前後、日銀を頂点とする手形交換システムの確立は、それまでの自生的な銀行間貸借〈時借〉市場を西欧流のコール市場へ再編し、以降日本における短期金融市場の中核となる。それでは1943年に行われた内国為替集中決済制度の創設によって、日本の短期金融市場はどのような影響を受け、変わったであろうか。この点についてはこれまで十分な検討がなされていない。日本の短期金融市場は、戦時金融統制の下で、日本銀行の

「内庭」化に向けて大きく変貌して行った。内国為替集中決済制度の成立は、この過程で重要な役割を果たす。

以下、まず第1章で全国為替集中決済制度が何故可能となったのか、戦時統制という強圧の底に広がる金融市場の構造変貌を明らかにする。つづいて第2章で集中制度の創設とその後の変容が日銀信用に対しどのような影響を与えたか、「赤残」問題に光をあてる。さらに第3章でそれが短期金融市場の盛衰に対しどのような影響を与えたか、この点を検討する。

第1章 一県一行主義と内国為替決済

競争的な銀行制度をとる国々において一般的な内国為替決済の方式は、コルレスポンドンスによる個別分散型の決済方式である。そのもっとも典型的な例はアメリカで、万を超える銀行が各地に散在し相互にコルレス契約で結ぶ。明治期以来戦前の日本の決済制度も、基本的にはこのコルレス制度をとっていた。1943年、日本の内国為替集中決済制度は、こうした個別分散的なコルレス制度から決別する。他国に先駆けて全国集中決済という効率的な隔地間決済制度を採用した⁽²⁾。その画期性は、①行内の為替決済権限を店舗レベルから銀行レベルに集中したこと、②銀行間の為替決済を全国レベルで集中したこと、③銀行主体の保守的な決済方式から一般顧客主体の効率的な決済制度へ転換したこと、にある。問題は、このような画期的な決済制度が何故、この時期他に先駆けて日本で導入されたのであろうか、この点にある。この章ではまず、コルレスポンドンスから集中決済に至る内国為替決済制度の展開を、銀行集中の観点から整理する。そのうえで第一次大戦期以降日本における銀行集中が内国為替制度に及ぼした影響を明らかにする。

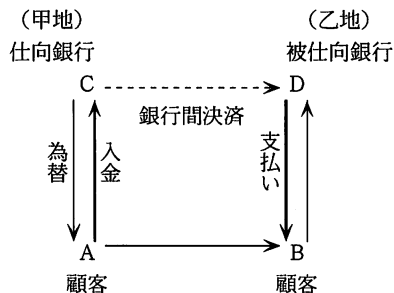
第1節 銀行集中と内国為替決済制度の展開

分散的で競争的な銀行制度のもとでは、手形あるいは小切手の利用が浸

透するに伴い銀行間の協同なくしてはその決済が円滑に進まない。手形、小切手の宛先が振出地と同一市内であれば、複数の銀行が一定時に一定の場所に集合し銀行間の債権債務を相殺することが比較的容易である。こうした同一市内における集中決済のための制度が手形交換所であり、その組織化は近代的な信用制度の確立と軌を一にする。ところが遠隔地宛の手形、小切手の場合には、為替資金の入金場所と支払い場所が遠く離れており、分散した銀行間の債権債務を一カ所に集中することが物理的に困難であるから、手形交換所のような集中決済システムの導入は難しい。そのため通常、外国為替決済と同様、個別分散的なコルレスpondens方式がとられた。コルレス制度は、銀行の各支店ごとに取引の多い遠隔地の銀行支店と取り立て、支払い代理契約を結ぶ、個別分散的な決済制度である。

ここでは通常、銀行間の決済方法として「請求主義」でなく「届け金主義」が採られる。両者を分けるのは、顧客 A が顧客 B に為替で送金する際、被仕向け銀行 D はいっ為替資金を顧客 B に支払うか、この点にある(図 1 を参照)。一つの方法は、顧客 A から為替入金を受けた仕向銀行 C が被仕向け銀行 D に資金を払ったあと始めて、被仕向け銀行 D は顧客 B に支払うという「届け金主義」である。ここでは銀行のリスク回避が優先さ

図 1 送金為替の仕組み



注：→ は送金為替，→→ は現金，--> は銀行間決済の流れ。顧客 A が顧客 B への支払いのために、仕向銀行 C から送金為替を買入れ、B に送付する。B は期日後被仕向銀行 D に為替を持ち込み、支払いを受ける。C 銀行は D 銀行へ入金する。

れ、顧客のための便宜は後回しにされる。もう一つの方法は、被仕向け銀行 D が顧客 B の支払要請にまず応え、その後その代金を仕向銀行 C に請求するというもので、「請求主義」と呼ばれる。ここでは顧客の便宜が優先され、被仕向け銀行 D は仕向銀行 C からの入金のないまま顧客 B に支払うというリスクを負わざるをえない。通常の銀行間の自生的なコルレス制度のもとでは、効率性よりも安全性が優先され、「請求主義」でなく「届け金主義」方式が採用される。

為替入金と出金との間の時間的ギャップから一時的に余裕金が生まれるが、それはコール市場に投ぜられる。「請求主義」と「届け金主義」の違いは、コール資金需給の点では、銀行間におけるその配分に影響するに過ぎず、大きな差をもたらさない。仕向銀行にとって、「届け金主義」よりも「請求主義」の方が、より長い間余裕金の運用が可能である。

コルレス制度は、銀行の安全性を優先する代償として、効率性において劣る。第一に、一般顧客に対する利便性が背後に追いやられてしまう。第二に、為替取引から生ずる銀行間の債権債務の清算を各店舗ごとに個別分散的に行うことに伴う非効率である。それには事務に関わるものと資金に関わるものがある。

事務上の煩雑さについては、たとえば、ある店舗で遠隔地に宛て大量の送金為替が取り組まれ、当のコルレス先との間に反対方向の為替取引がない（片為替）ときには、相殺先を見つけるまでその為替尻を他のコルレス先に次々付け替えて行かざるを得ない。できなければ現金を輸送せざるをえず、為替のメリットを生かせない。最終決済に至るまでには、各地のコルレス先を介した実に複雑で精妙な為替尻操作を要し、その任には各店舗ごとに優秀なエキスパートがあたらざるをえなかった。

資金に関する非効率性は、銀行間の債権債務の清算を円滑に行うためには、あらかじめコルレス先に為替勘定を常に保持しておかなくてはならない点である。一般に為替決済のために常置される預け金の量は、集中決済のケースよりも分散決済のケースの方が多くを要するであろう。

以上の如く分散コルレス制度は、自由競争的銀行制度にふさわしい内国為替決済制度といえよう。それがなぜ集中決済制度へ道を譲るのであるのか、その移行の条件は何か。原理的には集中決済の方が効率であることは異論がない。問題はその費用対利益に依存する。コストとしては、決済のための管理コストがあり、それは技術的インフラストラクチャーと事務コストの二つからなる。

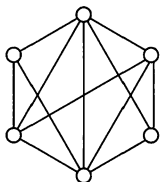
第一は情報伝達コストで通信交通の技術水準に依存する。二十世紀初頭の段階では隔地間における情報の伝達はまだ時間（＝情報コスト）がかかりすぎ、集中決済化へのインセンティブは起こらない。集中決済化のためには、電化の進展（電話、電車、郵便など）によって、地方と中央の間の情報交換に必要な日数が著しく短縮されることが必要である。二十世紀中葉になるとこの条件も大いに改善されるが、これによってすぐに各国で集中決済制度が日の目を見るというわけではない。それは第二の管理事務コスト如何による。銀行の数が多すぎると、集中決済を行うには事務コストが大きくなりすぎ、そのインセンティブが起こらない。銀行集中が進むことによって事務コストが低下し、はじめて集中決済制度導入の可能性が見えてくる。

銀行の市場構造は、集中の度合いによって以下幾つかのタイプに分けることができる。①無数の銀行が平均的に分散する自由競争型（たとえばアメリカ）、②少数の大銀行が多数の中小銀行と併存する寡占競争型（日本）、③少数の巨大銀行に集中した集中型（イギリス）、④一つの国営銀行に集中する独占型（社会主義諸国）である。こうした銀行集中の進展が内国為替決済制度にどのような影響をもたらすであろうか。内国為替決済制度も分散型から集中型へ変貌してゆくが、その歩みは遅い。図2にそのモデルを示した。

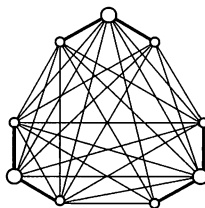
市場がほぼ対等な無数の銀行からなる①の自由競争タイプは、自生的な発展の初期段階にあって経済地域的な分断性が強いところで見られる。金融経済の地域分断性が強く、隔地間の通信輸送期間が長い（たとえば7日

図2 内国為替決済モデル

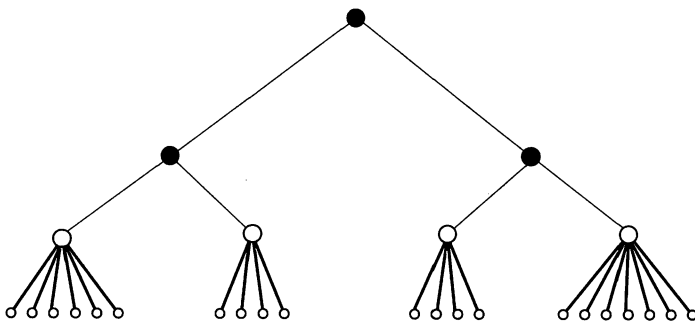
(1) 単一銀行分散決済



(2) 支店銀行分散決済



(3) 集中決済



注：○は本店，○は支店で太線で結んである。●は決済所。細線はコルレスあるいは決済ネットワークを示す。

を超える) ところでは、個々の銀行の集中決済に対する要求も弱く、銀行数の多さが制度化に対して障害として働く。こうした市場構造に最も適合的な為替決済制度は、分散コルレス制度であろう。

通常こうした自由競争タイプの市場構造は長く続かない。競争を通じて、あるいは店舗、資本規模などの公的な規制を介して、いずれ銀行の経営規模に大中小の格差、あるいは都市銀行と地方銀行などの分化が現れ、少数の大銀行と多数の中小銀行が併存する寡占競争タイプ②の市場構造に席を譲る。寡占競争タイプのもとでは、地域分断性が残存し、多数の銀行が散在しているから、なお個別分散的なコルレス制度によらざるをえない。しかし支店数が増大し銀行集中が進むに連れて、コルレス制度のありようも

変化してゆく。

コルレス制度は、銀行間で全国支店網の有無によって、費用対利益に大きな差が生じる。同一地域内に集中的に店舗をもつ地方の銀行は、隔地の他行店舗との間にわずらわしいコルレス契約を結ばざるをえない。これに対し全国主要都市に支店網をもつ都市大銀行は、他行によらず自行内の店舗ネットワークによって隔地間決済を果たすことができるようになる。地方の銀行にとって、事務コストを引き下げるには、全国支店網をもつ大銀行のネットワークを利用する方が、隔地に自行店舗網を拡張するよりも費用対利益の点で有利であろう。とくに都市大銀行の店舗網を利用すれば、片為替の決済のために余儀なくされる為替尻操作も容易に行うことができる。その代わり地方銀行は、都市大銀行の主要店舗に為替決済資金を常に預けておく必要があった。地方銀行の足元を見た都市銀行は、ときに地方銀行からのコルレス契約の要請を渋り、あるいは地方銀行の為替尻操作に簡単に応じないなど、優位に立つ。形式的には対等なコルレス関係にありながら、実質的には地方銀行にとって「従属」的な色彩を強めたのである。

もう一つの変化は、個別銀行内の為替管理システムに起こる。銀行集中の進展とともに一銀行の支店数が増大し、本支店の統括管理システムが必要になってくる。それまではコルレス契約あるいは準備金の運用、コール取引も店舗ごとに個別に行っていたのを、地域総括店あるいは本店にまとめて計算管理する総合計算制へ切り替えるところが現れる。銀行集中の進展に応じて、まず全国の主要都市に支店網をもつ都市大銀行で試行され、遅れて地方大銀行へと浸透してゆく。

さらに銀行集中が進み、少数の巨大銀行のみからなる③の寡占タイプの市場構造に行き着く。ここにおいては、行内管理システムとして本支店総合計算制が確立されるであろう。そこでは、市内宛てであろうと隔地宛てであろうと、すべての取引が本店勘定に集中され、その他行分のネットが数行間の相殺によって決済されるに至る。集中決済のための制度を構築することなく、事実上集中決済に近い機能を果たしている。

集中がさらに進み単一の銀行からなる④極端なケースに至ると、隔地間の取り立て、支払いはコルレス契約を要せず、全て同一銀行内の支店間の勘定振り替えによって処理される。そこでは為替決済に伴う銀行間のリスクの問題はないし、また複雑な為替操作の必要もないから、為替決済に要するコストは最小限に止まるであろう。

以上四つのタイプの市場構造のうち、集中決済制度が銀行間のホットな課題として議論されるのは、②の寡占競争型の市場構造においてであろう。①の自由競争のケースでは、集中決済制度に対する個別銀行のインセンティブも弱いし、障害も大きい。金融経済の地方分断性が弱まり、銀行集中が進むに従い、集中決済制度に対するインセンティブと現実化の条件が整って行くが、銀行集中が徹底し③のような集中型から④の独占のケースに至ると、逆に制度として構築しようというインセンティブは弱まり、ついには全く働かなくなる。集中決済制度導入の気運は、寡占競争型の市場構造のもとで高まるが、その気運を現実のものとする可能性は著しく低い。

第2節 支店銀行化の進展と内国為替

これまで内国為替集中決済制度をめぐることは、その導入経過の解明に止まり、なぜ導入されたのか、その背景、原因については十分に明らかにされなかった。たとえば、この分野で最も優れた文献である全国銀行協会連合会編『為替決済制度の変遷』⁹⁾は、この点で地方銀行の都市銀行に対する従属性を強調している。これによって集中決済制度に対する地方銀行サイドの要望は分かるとしても、安田、第一銀行など従来の制度から恩恵を受けているはずの都市銀行が何故集中決済制度の導入を受け入れたのか、十分に説明できない。その論理の穴を埋めるには、戦時統制経済という外圧を強調せざるをえない。しかし、日本において集中決済制度が創設されるには、戦時統制経済という強圧が必要であったとしても、それは一つの要因にすぎない。戦時統制経済下であろうと経済外の力によって全て説明できるわけではない。その底に経済的な構造変化が起きているはずである。

ここでは、なぜ1940年代に全国集中決済制度が導入されたのか、銀行集中、内国為替市場、経営管理システムの変貌など、金融市場の視角からその背景を明らかにしよう。

(1) 銀行合同による支店銀行化

戦前日本の銀行市場の展開は大まかに、①銀行勃興の時代、②普通銀行安定の時代、③一県一行主義による銀行合併の時代の三つの段階に分けることができる。

第一の段階は、明治初中期における銀行勃興期で、全国主要地に設立された国立銀行159行とその後濫設された大小様々な私立銀行からなる。根拠法として1880年国立銀行条例、1894年銀行条例が制定されたに止まり、銀行の新規参入も1900年まで基本的に自由であった。そのため銀行数、支店数ともに増加を続けた。初期は国立銀行が市場の中心を構成していたが、その後有力私立銀行の参入とともに両者は混在し、その中から第一、三井、安田銀行など全国主要都市に支店を開設する都市の大銀行と、一地方に支店を集中する中小の銀行との分化が早くから見られた。

国内市場へ向けての統合の歩みとともに隔地間決済の必要性が高まり、一方で都市大銀行を中心に私的なコルレスポネンダンス網がバラバラに構築され、他方で地方の国立銀行を中心にして広域集中決済機構が試行された。この連帯為替制度は西日本と北日本で導入されたが、東京、大阪を中心とする中心地域を欠き、全国集中決済とはならなかった。結局、当時の内国為替決済は、広域的な連帯為替制度に私的なコルレス制度が重層する、独特のものとなった。

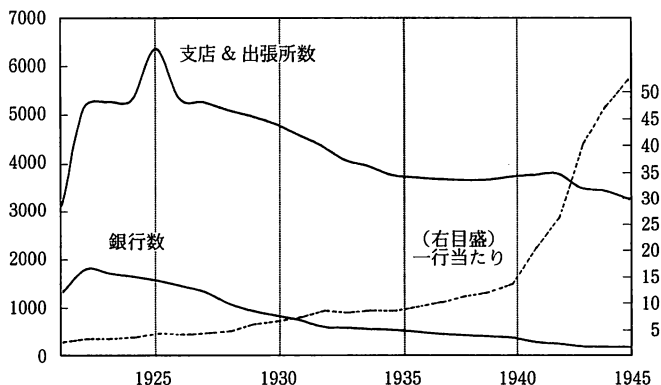
第二の段階は、国立、私立銀行が普通銀行の名の下に預金銀行化し、新たに新規参入、店舗新設など緩やかな規制が導入された。銀行数は1901年1867行をピークに漸減傾向に転じたが、支店数はなお増加を続けた。預金銀行化の進展とともに、東京、大阪手形交換所において地方交換を導入することによって全国内国為替集中決済を果たすという、かつて渋沢栄

一が唱えた構想が改めて議論されたが、郵便時間が長すぎるために日の目をみなかった⁽⁴⁾。

第三の段階は、銀行淘汰の時代で、銀行数は激減を続け、支店数も減少に転じた。第一次大戦後の厳しい金融危機のなかで、昭和二年銀行法における最低資本金額の引き上げ、つづく1930年代の一県一行主義によって、多くの銀行が倒産あるいは半ば強制的に合併吸収され、1945年には都市銀行8行、地方銀行53行に集約された。

図3は、第一次大戦期以降の普通銀行の行数ならびに店舗(支店+出張所)数の推移を図化したものである。銀行数は1922年、支店数は1925年をピークに減少傾向を辿ったさまが明瞭にうかがえる。銀行数は1922年の1794行から1945年には実に61行へ、店舗数も1925年の6320から3144へ減少した。一行あたりの店舗数は、一貫して漸増傾向にあったが、1940年以降の増加ぶりが際立っている。1929年に5店舗にすぎなかったのが、1938年には10店舗へ、その後1945年には実に50店舗へ拡大している。普通銀行全体をとって見れば1940年代に入ってはじめて支店銀行と呼べる店舗網をもつに至ったといえよう。都市大銀行を見てみると、

図3 戦前における銀行の店舗数の推移(年次)



出所：日銀『明治以降本邦主要経済統計』より作成。

1930年代すでに三和、安田、住友銀行が100を超える店舗を擁していたが、40年代に入って三菱、三井、第一が追いつき、1945年段階では130から220に至る店舗をもつに至った。

第二次大戦後の銀行市場は、基本的にはこうした集中構造を維持し、戦前の多数分散的な市場構造とは決定的に異なる。1943年に創設された内国為替集中決済制度は、両大戦間期におけるこうした激しい銀行集中、市場構造の変貌をまっぴらに始めて実現し得たのである。

(2) 本支店総合計算制の導入

支店銀行化が進み支店の数が増大してゆくと、支店活動を本店（あるいは本部）が統一管理する必要性が高まる。一般にはまず支店の予算、預金、貸出などをめぐる支店権限が明確にされ、つづいて内国為替あるいは余裕金の運用などに関して本支店総合計算制が導入される。安田銀行において本支店総合計算制が導入されたのは、1925年5月のことであった。それまで各店別に計算していた本支店間の為替取引はすべて対本店取引とみなし総合整理することとなった⁽⁶⁾。

これに対し地方銀行は、都市銀行に比べ支店銀行化のレベルが低かったために、本支店総合計算制の導入は著しく遅れた。恐らく地方銀行の多くは、むしろ内国為替集中決済制度の創設を機に、その導入に努めたように思われる。たとえば滋賀銀行は集中決済制度が創設されてから二ヶ月後の1943年10月、また南都銀行では1944年1月に総合計算制に移行している⁽⁶⁾。また東北の諸銀行については、1950年の段階で七十七銀行をのぞく全ての銀行が総合計算制を採用していることが確認できる⁽⁷⁾。しかし地方銀行におけるこうした管理システムの導入は、機が熟すには早すぎた嫌いを否めない。先に掲げた滋賀銀行が1947年2月に本支店総合計算制から単独計算制へ復帰した事実がそれを示唆している。

以上から察するに、本支店総合計算制の導入時期について銀行間に大きな違いがあったと思われる。都市大銀行が両大戦間期の早い段階に導入し

たのに対し、地方銀行の導入はかなり遅れ、それも内國為替集中決済制度の創設に促されて行われた。1943年に内國為替集中決済制度が創設されるまでは、都市大銀行が本支店間の為替決済について自行内で効率化を進めたのに対し、地方銀行の多くはなお店舗ごとの分散的な方法を踏襲し続けた。

こうした支店銀行化と為替業務の効率化をめぐる銀行間の不均衡が、集中決済制度の導入に対して有利に作用した。支店数の増大に伴い、地方銀行は現行の分散的なコルレス方式にますます強い不満を抱き、他方都市銀行は内部業務改革を進めることで徐々に分散的なコルレス方式に執着しなくなり、集中決済制度に対する忌避を緩めて行った。

(3) 内國為替業務の採算性の低下

両大戦間期に、内國為替業務を巡る環境に大きな変化が生じ、為替業務の採算性が大きく低下し、それが都市銀行に為替業務の合理化を迫った。改革の波は、内國為替の雄ともいべき安田銀行をとらえた。

1932年から1933年春にかけて安田銀行は、為替業務の非効率性を改善すべく合理化の第一歩を踏み出した⁽⁶⁾。1932年秋にまとめられた為替業務に対する調査報告によれば、同年6月末現在、為替業務に従事する行員数は455名(計算、出納など関係係員を加えると520名)に及び、それは総行員数3538名の実に13%に相当し、そのための人件費は、送金、代金取り立てのための手数料収入を相当程度上回ったという。こうした実態調査にもとづいて、①手数料徴収の励行、②不採算事務の改善が勧告され、翌年春には為替事務手続きの若干の簡略化ならびに3万5千に及ぶコルレス契約先の整理と新規契約の見送り方針が出された。

つづいて1936年5月には為替業務改善委員会を設立し、為替業務の原価計算を実施、本格的な検討に入った。その結果、翌年5月、為替手数料の漸次引き上げ方針が提起された。その委員会報告「内國為替業務ノ合理化ニ就イテ」によって、当時における為替業務の採算性のありようがうか

がえる。

為替業務の収益は、①為替尻資金の運用益、②未達期間運用資金益（フロート益）、③手数料の三項目からなり、費用は①人件費、②通信費の二項目からなる。これら収益と費用の諸項目はここ十年、1920年代から1930年代にかけて、大きく変化した。収益面では、第一に為替尻資金が一般に無利子となり、そのために銀行は為替尻残高を切りつめるようになり、両者あいまって為替尻資金の運用益は減少した。第二に郵便日数が半減したために、為替入金と支払いの期間から生じるフロート益が二分の一以下に低下した。第三の為替手数料は1921年以来協定下におかれていたが、それは郵便料金と用紙代をカバーするに過ぎず、人件費を無視したものであった（1937年当時普通為替10銭）。このように収益が激減したのに対し、費用面では人件費、郵便費ともに上昇し、為替業務の採算は大幅に悪化した。ここで報告は、「採算可能時代の遺物」である現行の手数料決定方式を、銀行の「労務」すなわち人件費に応じて手数料を決定する方式に切り替えるよう求めた。

こうした委員会の調査勧告をうけて、安田銀行は為替業務の大幅な合理化を断行した。第一に本支店間の為替決済については、既に本支店総合計算制が採用されていたが、さらに伝票記帳の大幅な簡略化が行われた。第二に他行為替について1938年9月それまでの「単独勘定制」を「他店併算勘定制」へ切り替えた。すなわち同一市内の店舗をグループ化しその中心店舗を母店とし、グループの他店勘定を全てこの母店で整理することとした。これにより母店に併算した支店では他行為替にもとづく面倒な付替事務を省くことができるようになった。

1930年代における低金利政策と郵便事情の改善によって、銀行の為替尻勘定の採算性は大きく低下した。こうした為替市場の変化をうけて「為替の安田」と称された安田銀行は、早くから為替決済事務の合理化に取り組んでいたのである。為替において安田と並ぶ第一銀行など、他の都市銀行が、このような合理化策を実施しつつあったか否か、今のところ不明で

ある。しかし為替業務の採算性が大幅に低下する環境のもとでは、安田銀行の試みは特別なものではなく、他行が為替業務の合理化に取り組むのは時間の問題であった。であれば、都市銀行レベルについていえば、分散コルレス制度に固執する理由は最早なく、集中決済制度へ移行するための条件は整いつつあったといえよう。1943年金融統制会の小委員会において安田、第一など都市銀行を代表する委員が、地方銀行の代表委員とともに内国為替集中決済制度の導入を積極的に支持した理由はここにある⁹⁾。

第2章 内国為替集中決済制度と日銀信用

内国為替集中決済制度にとって最も重要な論点の一つは、中央銀行信用との関係にある。日銀信用は内国為替集中決済制度にどのように関わったのであろうか。1943年内国為替集中決済制度から1971年の全銀システムが成立するまでのプロセスは、日本銀行にとって介入強化とその撤収の歴史であった。ここでは日銀信用が内国為替集中決済制度にどのように関わったのか、またそれが如何なる問題を惹き起し、如何なる改革を迫ったか、その役割を明らかにする。

内国為替集中決済制度の歴史は、大きくは①1943年の構築、②戦後直後における起算日制の廃止、特別見合金制の導入など部分的な後退、③1956年における為替交換制度への移行、の三つの段階に分けることができる。以下、その改革プロセスを日銀信用との関わりで整理する。

第1節 日銀の介入と「赤残」問題

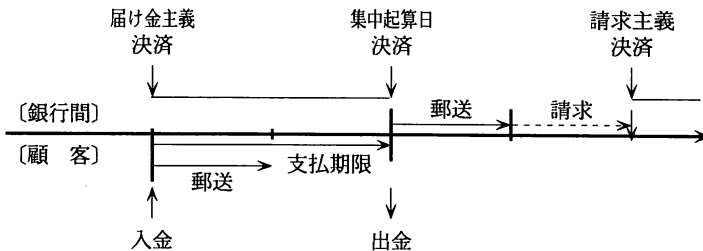
内国為替集中決済制度は、その成立直前まで民間の決済システムとして構想されていた。プランの発案者である地方銀行家の溝口幸太郎（大分合同銀行）あるいは西沢勘次郎（八十二銀行）の案においてはもちろん、全国金融統制会においても「為替共同決済所」であって、日本銀行とは独立したシステムとして提起されていた。統制会は土壇場において民間共同決

済ではなく日銀による集中決済を提起し日銀に持ち込んだ。日銀では中央銀行が為替業務を担うべきではないと躊躇する意見も強かったが、金融統制のもと一步踏み込みを受けて立った⁽¹⁰⁾。

日銀による介入を巡って幾つか問題を検討しておこう。第一に、もし日銀が受諾しなければ、内国為替集中決済制度は日の目を見なかったであろうか。答えは否である。もともと統制会の原案は日銀の介入を想定しない「為替共同決済所」であったから、統制経済のもと、たとえ日銀が受諾しなくとも民間による集中決済制度として創設されたと思われる。それでは、日銀の介入なしに、集中決済制度はつつがなく運営されたであろうか。基本的には諾である。1943年創設当時の集中決済制度における日銀の介入の程度は、表向きはさほど大きいものではなかったからである。それでは集中決済制度における日銀の介入はどのようなもので、如何なる意義をもったのであろうか。

1943年集中決済制度の革新的なところは、銀行にとって安全な届け金主義を退け、顧客の効率性を追求して請求主義を加味した点にある（図4を参照）。そのために、非仕向け銀行が為替受取人に資金を支払う日を起算日とし、仕向銀行はその日までに非仕向け銀行に支払うという独自の方法を開いた。隔地間のフロート益は、届け金主義のとき被仕向け銀行に、請求主義のとき仕向け銀行に有利に配分されるが、起算日制のもとでは両者の中間に配分される。その代わり日銀は起算日ごとに仕向け銀行による支払いと非仕向け銀行による支払い請求書を突け合わせるという膨大な事務を負担し

図4 内国為替決済スケジュール



なくてはならない。要するに民間共同決済ならば民間銀行が負担した決済事務を日銀が代行したのである。これが日銀が自ら内国為替決済に介入した第一のコストである。

第二のコストは、日銀信用に関わる問題である。内国為替集中決済制度は起算日制をとったために、平常時は日銀による立替払いの必要がなく、日銀信用への依存は見られない。アメリカの公的な隔地間決済システムである Fed Wire は、隔地間にもなう入金と支払いのあいだ連銀が信用を供与するという日中フロートの問題を抱えていた。内国為替集中決済制度において日銀による信用供与が問題になるのは、起算日までに仕向銀行が支払わないとき、すなわち決済不履行のときだけである。そのとき、日銀は一時的に立て替えるざるを得ないが、そのために加盟銀行は担保を提供し、また最終的には加盟銀行の共同責任によって処理される。いずれにせよ起算日制がうまく運行している限り、日銀信用は表に現れることはない。

起算日制は、内国為替集中決済制度において、日銀による介入あるいは日銀信用への依存を最小限に抑える制度的なブレーキであった。しかしその起算日制が1947年1月、その厳格かつ複雑な事務処理に対する民間銀行側の不満もあって、戦時戦後の混乱のなかで廃止されるに至った。その代わりに導入されたのが、決済見合金の預託制であった。これまで決済口座への入金引き落としは顧客への為替金支払日に統一されて行われていたが、新しい制度のもとではこの時間制約がはずされ、入金日と引落日との間にギャップが生じる。このあいだ日銀は立替払いを余儀なくされるため、加盟銀行に決済資金を預託するよう求めた。言い換えれば、決済日制から準備金制への移行である。この改革によって決済事務は起算日制に比べ軽減されかつ弾力的になったが、それと引き換えに、個別行の決済見合金が不足した場合、いわゆる「赤残」に対して日銀は立替払いをせざるをえず、それを抑える制度的なブレーキを失った。

内国為替集中決済制度における日銀の立替払い、いわゆる「赤残」に関するデータは、日本銀行『金融統計月報』により1949年9月から得るこ

とができる。データがそろそろ1949年9月の時点で日銀立替払いは約112億円であり、全国銀行の日銀借入残高720億円のほぼ16%であった。図7によれば、それ以降日銀立替払いは全銀の日銀借入の増大テンポに追いつかず、時期を下るほどそのウェイトを下げている。47年1月の改正から49年9月に至る11四半期において日銀の立替払いがどのように発生し推移したか、興味あるところであるが、不明である。おそらく1949年9月のときよりも1年前の48年の方がそのウェイトは高かったであろう。たとえば1947年3月上旬において日銀本店の貸出増加額10.8億円のうち集中決済向けは6.3億円で、過半を占めた(表1)。

個別銀行レヴェルの集中決済状況についてまとまった情報はこれまでのところ得られない。ただ日銀『営業局旬報金融状況』から断片的な情報を拾うしかない。表1は、1947年日銀本店取引先分の集中決済を含んだ貸出状況を伝える貴重なデータである。本店貸出先について3月(フロー)と8月(ストック)の数字が得られる。両月の最後の欄に各行の決済見合金を掲げたが、これによると、3月と8月で変動が大きいが帝国、興業、安田、三菱、東京の5都市銀行が際立ち、全預託金の実に90%を占めることが分かる。そのほか勸銀や埼玉、常陽、横浜興信など主要地方銀行が名を連ねているが、そのウェイトは小さい。表の最初の欄に各行の47年3月分「赤残」の実績を掲げた。これをみると、帝国、安田、三菱、興銀の「赤残」が際立って甚だしい。これらの銀行は為替決済全体のどれほどを日銀に依存していたであろうか。「本来決済のために用意しておくべき資金額」(決済見合金+「赤残」)に対する「赤残」の比率を計算してみると、この4つの都市銀行では実に内国為替決済の3分の1から4分の1を日銀に依存していたのである⁽¹¹⁾。

それでは何故、このようなモラルハザードが生じたのであろうか。第一の要因として、戦後直後の激しいインフレーションがあげられる。決済見合金は過去半月分の為替取引の実績によって算定されたから、インフレが激しい時期には決済見合金は為替取引の増大に立ち遅れ、そのギャップが

日銀による立替払いとなった。

第二の要因は、都市銀行の強い資金需要である。この時期の「赤残」のほとんどが、帝国、興業銀行など都市大銀行によるものであった。日本の銀行市場は戦時統制下に大きく変貌したが、その一環として都市銀行の預金貸出比率が急速に悪化、戦争末期 1944 年には日銀借入を見るようになった。都市銀行のこうした傾向は、戦後直後のインフレーションのもとでも

表 1 日銀本店貸出と決済見合せ

	1947年3月上旬 (100万円)							1947年8月下旬 (100万円)							
	集 中	地方 送金	交 換 戻	マ ネ	預 金 支 払	国 債 償 還	そ の 他	本 店 合 計	全 店 貸 出 増	本 店 決 済 見 合 金	全 店 貸 出	本 店 総 額	関係貸出		本 店 決 済 見 合 金
													1 厘 高	3 厘 高	
帝 国	205		18				4	227	236	639	4,296	4,253	142	135	395
三 菱	151		26				17	194	184	314	2,059	2,045	153	2	155
安 田	166	-81					15	100	81	378	746	5,743	20	7	375
住 友				148			148	56			3,661	720			
三 興	70	3	66	9	19		28	50			3,564	291			
農 中		536	21	64		-652	-42	97	104	216	7,450	7,364	85	534	454
東 京	12		7	11			-28	2	-77	89	2,012	1,863			100
埼 玉	10			-4			19	25		8			52	3	20
常 陽	3	4	1	39			5	52		19					24
興 信	11			10			10	31		-6					18
七 七		-9		22				13							
山 梨				24				24							
勸 銀										68					29
六 九										72					24
足 利										7					16
千 葉										4					10
庶 民				25	10		59	94							
日 貯													14		24
三井託				19			20	39					38	37	
安田託				17			10	27					40		
三菱託													52	2	
第一託							1	1					3		
川崎託							5	5							
総計	628	453	148	246	158	-652	95	1,076	511	1,808	39,239	26,787	2,962	720	1,644

出所：日本銀行『営業局旬報金融状況』1947年3月上旬，8月下旬，9月上旬。
 「8月下旬」に掲げた全店，本店貸出総額ならびに集中見合せは9月上旬。

変わらなかった。

第三に、日本銀行がこうした都市銀行を中心とする「赤残」に対して何か寛容であった。もし日銀が都市銀行からの借入需要に対して厳しい姿勢で臨んだら、都市銀行の端緒的なオーバーローン体質は腰砕けとなり、戦前の保守的な経営軌道へ回帰したかもしれない。しかし日銀は、決済見合金の不足に対して違約金を徴収するに止まり、それ以上の懲罰を課さなかった。そのため、「赤残」に対する日銀の立替払いは、結果的にはあたかも日銀貸出の新しいルートとして高率適用制の一環をなすが如く機能したのである。1948年8月の時点で、基準をなす商業手形再割引金利は1銭8厘6毛、第一次高率適用は1厘高の1銭9厘6毛、第二次適用は3厘高の2銭1厘6毛であった。それに比べ為替集中決済の違約金は3銭と高かったが、それもインフレのもとでは都市銀行にとってさほどブレーキとはならなかった。

表1によって、1947年8月下旬における日銀本店貸出先の高率適用状況が分かる。本店貸出総額268億円のうち第一次高率適用30億円、第二次7億円、あわせて37億円で13.8%を占めた。その中に農林中金や信託銀行分が含まれているから、それを除いた普通銀行分をとると11億円にすぎず、そのウエイトは4%である。なかでは興銀、帝国、三菱の三行が頭抜けて大きい。8月下旬分については集中決済「赤残」の正確な数字は分からない。そこで安田を加えた4都市銀行について同年3月にならって「赤残」を為替決済必要資金（決済見合金+「赤残」）の25%（注(11)による）と仮定して推計してみると、5.5億円となる。第一次高率適用4億円、第二次6.7億円に拮抗する数字である。日銀からの借入総額194億円に対して「赤残」は2.8%、それに高率適用分をあわせると実に8%に達する。

こうした都市銀行を中心とする「赤残」はその後も恒常化し、1946年6月1日第18代日銀総裁に就任した一萬田尚登は、48年5月遂に制度そのものの廃止を全国銀行協会に申し入れるに至った⁽¹²⁾。制度創設時にも日銀内では中央銀行が内國為替業務を直接行うべきではないという有力な意見

もあったが、当時理事の席にあった一萬田の尽力によって日銀が制度を担うに至った。その彼が何故創設から5年を経ずして制度そのものの廃止を訴えたのであろうか。

第一の要因は、戦時統制経済から平時経済への移行という環境の変化であろう。もしも彼が戦時統制化の潮流のなかで内国為替決済制度に対する日銀の介入を不本意ながら認めたというのであれば、平時経済への復帰とともに中央銀行の介入を解除するように主張するのは自然であろう。一萬田総裁の主張の背後にこうした要素が幾らか働いていたであろうことは否めない。しかし1948年の制度廃止の要求は余りに唐突である。統制の有無という環境要因で事を説明するのは難しい。

考慮すべき第二の要因は、「赤残」問題である。創設当初は、起算日制が採られていたために「赤残」問題は生じることはなかった。戦後の混乱のなかで起算日制が廃止され、都市銀行を中心に「赤残」というモラルハザードが生じた。その責はまたしても当時総裁の席にあった一萬田にある。一萬田あるいは日銀当局が、起算日制の廃止と日銀による立替払いをどう評価していたのか、今のところそれを伝える資料はない。しかし1947年の段階で日銀が「赤残」に対し厳しく処すことなく黙認し続け、あたかもそれを高率適用の延長として運用したことを考えるならば、48年5月に突然なぜ制度廃止を言わざるをえなかったのか、もう一つ理解できない。

実は、日銀が唐突に制度廃止を唱えなくてはならない第三の理由があったのである。それは「赤残」、日銀立替払いの法的な根拠に関してである。戦後直後、金融に関する幾つかの審議会が組織され、そこで日銀立替払いを含む銀行券発行ルールが議論の対象に取り上げられた。最初は1946年1月戦後はじめて開かれた金融制度調査会である。その第一部会で「日本銀行法改正要綱案」が審議され、そこで銀行券発行ルールが組上にのぼり、「正規保証物件と特別保証物件とに分つ」よう厳格な運用が求められていた⁽¹³⁾。この法改正は日の目を見ることなく終わった。つづいてインフレが進む1948年1月、通貨発行審議会が開かれ、インフレ対策として銀行券

発行が検討されることとなった。当然その過程で、日銀「赤残」が銀行券の無準備発行であることが明らかにされ、問題にされたに違いない⁽¹⁴⁾。日銀「官僚」のトップに立つ一萬田にとって、「法的根拠を欠く」と指弾されること以上の不名誉はなく、その年の5月いきなり制度の廃止を迫ったのである。

一萬田の突然の廃止の申入れは、銀行サイドにとって晴天の霹靂にはかならず、到底受け入れがたいものであった。上記の如く引くに引けない事情から日銀としては、廃止に至らずとも日銀券の無準備発行すなわち「赤残」の規模を大幅に縮小させる必要があった。厳しい交渉の結果1948年9月、内国為替集中決済制度の適用対象を事実上縮小するよう改正がなされた。(1)純為替以外の同業者間の貸借決済を制度の対象外とする、(2)1口300万円以上の大口の銀行間決済については、日銀に支払い請求する日までに必ず入金(特別見合金)することで、日銀による立替払いを避ける。改革以前、(1)の為替外貸借は集中決済全体のほぼ1割、(2)の大口分は4割を占めていたから、改革によって「赤残」は半減するものと期待された⁽¹⁵⁾。

表2によって改革直後の1949年7月現在における内国為替制度の実状をうかがうことができる。小口の内国為替決済と大口の特別扱いからなる。ここではとりあえず、内国為替引落高と特別取扱高の和を総決済高とし、決済大手銀行の係数を掲げた。小口分は全国あわせてほぼ入金、引落しとも850億円、これに対し大口分は190億円で18%であった。全国70行のうち東京、大阪、名古屋所在の大銀行9行—帝国、三和、第一、千代田、大阪、富士、東京、東海、興銀—が大きなシェアを占めた。9行の累積シェアは52.9%に達した。それに福岡、山口、七十七、北拓、静岡、神戸など広域経済の拠点銀行が続く。見合金については、小口分は94億円、これに対し大口分は188億円で全体の3分の2を占める。さきの9大銀行を中心に上位銀行のシェアは、大口分の方が際立って高い。総合見合金の累積シェアをとってみると、帝国、三和、第一、千代田、大阪の5行ですでに過半を占め、上位15行で実に95%を超える集中度を示す。特別取扱を巡

表 2 内国為替決済の状況 (1949年7月)

(100万円)

	内 国 決 済			特別取扱	総 決 済 高		総 見 合 金 高			特別	過 怠 金	
	入金	引落	見合金	(=見合金)		シェア %		シェア %	シェア %		(千円)	件数
	a	b	c	d	b+d		c+d		d/f			
帝 国	4,310	5,655	794	2,643	8,298	8.0	3,437	12.2	76.9		54	9
三 和	5,190	4,667	623	3,121	7,788	7.5	3,744	13.3	83.4		31	11
第 一	5,342	5,805	716	1,726	7,531	7.2	2,442	8.7	70.7		4	1
千代田	4,141	5,155	694	2,119	7,273	7.0	2,812	10.0	75.3		23	7
大 阪	3,561	3,320	479	3,951	7,271	7.0	4,430	15.7	89.2		30	6
富 士	6,136	6,023	814	1,174	7,196	6.9	1,987	7.0	59.1		13	19
東 京	1,660	3,175	306	1,022	4,198	4.0	1,328	4.7	77.0		29	9
東 海	3,474	2,801	266	445	3,246	3.1	712	2.5	62.6		18	5
福 岡	2,877	2,009	196	1,100	3,109	3.0	1,296	4.6	84.9		0	0
山 口	2,203	1,617	141	1,449	3,066	2.9	1,590	5.6	91.1		7	3
興 業	405	1,644	203	1,131	2,775	2.7	1,334	4.7	84.8		23	4
七十七	1,609	1,822	101	522	2,343	2.2	623	2.2	83.7		13	11
北 拓	3,034	1,937	270	289	2,225	2.1	558	2.0	51.7		17	2
静 岡	2,501	1,881	183	272	2,152	2.1	454	1.6	59.8		2	1
神 戸	1,502	1,620	136	100	1,721	1.7	237	0.8	42.5		8	3
総額	84,775	85,422	9,383	18,837	104,259	100.0	28,220	100.0	66.8		520	142
本店分	15,599	32,828		10,469	43,297		10,469				226	57
支店分	69,176	52,595		8,368	60,962		8,368				294	85

注：ゴチックは入金<出金。

出所：「内国為替決済金決済店別取扱高」（昭和24年7月）日本銀行営業局「昭和二十四年中滞貨を繞る染料業界外」。

る過怠金は、僅かに52万円にすぎない。改革によって、大口分188億円に上る資金が特別見合金として市場から引き上げられ日銀に移された。日銀「赤残」がどれほど削減されたか明確な数字はないが、恐らく過半以上が軽減されたものと思われる。

第3章 内国為替集中決済制度と短期金融市場

内国為替集中決済制度の創設、改革は短期金融市場にどのような影響を与えたであろうか。この点を最初に問題にしたのは、1950年5月の北川論文である。それまで集中決済制度は、決済制度としての効率性あるいは

公平性の観点からのみ評価され、金融市場への影響という観点から評価されることはなかった。北川論文は資金効率の観点から、集中決済制度はむしろ非効率なものであると、通説の盲点を突いた。集中決済制度は、本来民間にあるべき資金を公的部門が引き上げ、拘束し、そのためコール市場の育成を阻んでいると批判し、コール市場の育成のために集中決済制度を廃し、かつての個別分散的なコルレス決済方式へ復帰するよう説いた⁽¹⁶⁾。

北川は日銀OBで当時滋賀銀行頭取の座にあった。北川論文はあるいは一萬田の意を汲んで発表されたのかもしれない。1947年秋の改正によって集中決済制度の「赤残」は減少し、日銀信用に占めるそのウェイトも低下した。一萬田が放った集中決済制度廃止の掛け声が実を結ぶためには、「赤残の解消」に代わる新たな論拠が必要であった。その新しい論拠が「コール市場の育成」であった。事実、一萬田は論文が発表されてから1年後の1951年5月に、コール市場育成論を掲げて、再び集中決済制度の廃止を全国銀行協会に迫っている。それは中長期的には市場メカニズムの活用をめざす日銀金融政策「正常化」の試みの一環をなすものであった。

北川論文によって、決済制度と金融市場という、これまで見過ごされがちであった論点に光が当てられるに至った。ここではこの視角を引き継いで、内国為替集中決済制度の存廃が実際に短期金融市場の発展を左右したか否か、その実証的な検討を行う。

第1節 決済制度の変更と短期金融市場の変貌

決済制度の変更は短期金融市場に如何なる変化を惹き起すであろうか。具体的な分析に入る前に、両者の関係を簡単に整理しておこう。

分散的な銀行システムにおいて内国取引の進展に対応するためには、銀行間を相互に結ぶ共同行為、制度が必要となる。それは同一市内では手形交換所の設立、隔地間ではコルレス網の拡充として現れる。こうした銀行間決済機構が形成されるや、銀行間において短期資金の一時的な貸借が始まる。決済制度の裏側にインターバンク市場が形成され、それが決済制度

の効率的な運行を支えるに至る。具体的には、①同一市内において交換所決済のためのコール市場が形成され、②隔地間においてコルレス取引にもとづく他店預け金市場が形成される。この他店預け金市場はまた③他店預け金を原資とする二次的なコール市場の形成をもたらす。金融発展にともなう以上の上層に加えて、定期預金の蓄積にともなう一時的遊金の運用が第四の要因としてそのウエイトを増してゆくが、この要因によるコール市場の拡大は、銀行間決済機構が改変されてもその影響を直接的には受けることはない。

日本の決済制度は、同地決済、隔地決済の双方を含んで、戦時から戦後にかけて大きな変化を経験した。それはほぼ三つの時期に分けることができる。①1943年内國為替集中決済制度の成立、45年日銀による手形交換の吸収、②47年の決済見合金制への改正、③56年の為替交換制度への移行、である。こうした制度変更によって、日本の短期金融市場はどのように変化したであろうか。

第一は、1943年から48年に至る戦時ならびに戦後直後の時期で、日銀が同地決済と隔地決済の双方を直接担った時期を含む。日銀は1943年内國為替集中決済制度を自己の業務として引き受けたばかりでなく、1945年中央には戦災によって十分な活動を損なわれた全国の手形交換所の活動を吸収するに至った⁽¹⁷⁾。

内國為替集中決済制度の成立による金融市場への際立った影響は、他店預け金の激減である。制度がはじまって1ヶ月後の1943年9月、その影響を巡って日銀福岡支店がまとめた報告資料が残されている。これによると、日銀福岡支店管轄の九州北部について十七、十八、親和、肥後、大分の5大地方銀行の他店預け金は実に二千万円も減少したのである。まさしく「他店預り金の消滅」と呼ぶにふさわしい⁽¹⁸⁾。

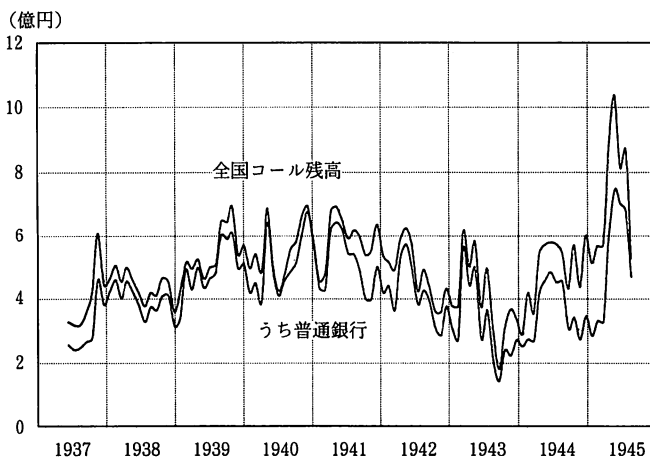
もう一つの影響は、コール市場の逼迫である。43年9月大阪の短資業者から日銀大阪支店へ、集中決済制度の創設が「短資市場を一層急迫」せしめると短資業経営の苦境を訴えた⁽¹⁹⁾。分散的なコルレス制度から集中決

済制度への転換は、当然短期資金の流れに大きな変化を惹き起す。これまで決済は他店預け金を介して行われ、預け金の一部がコールに投資されていた。集中決済制度においては日銀に決済資金を集中する必要から他店預け金ならびにコール資金が引き上げられ、その結果、短期金融市場の構造は大きく変化した。制度開始直後は経験もなく、とくに起算日制のもと各銀行は決済不履行を心配し、必要以上の決済資金を用意したこともあって、コール市場は一挙に逼迫化した。

こうしたコール市場の構造変貌は、1945年日銀による手形交換業務の吸収によって、追い討ちを掛けられた。交換尻決済のための資金は日銀によって弾力的に供給されたから、そのためのコール取引需要は激減し、コール市場の発展は抑えられた。

図5によって、戦時期の決済制度改革がコール市場にもたらした影響を確認しておこう。第一に、43年8月を境とするコール残高の急落である。コール残高は1939年から41年にかけて6億円から8億円の水準にあった。それが41年央以降漸減基調を辿るなか43年8月突如2億円を割る水準に

図5 戦前期コール月末残高の推移



出所：日銀『戦時中金融統計要覧』より作成。

まで落ち込んでいる。内国為替集中決済制度開始の影響は明らかである。第二は、1945年夏の急落である。43年夏以降とくに普通銀行のコール残高は低迷を続け、45年インフレのもと名目残高は一時急増したが、6月から7月にかけて再び急落し、終戦に至る。その急落は日銀による手形交換業務の吸収によるものである。

日銀は1945年11月手形交換業務を民間の手に再び委ね、他方、内国為替集中決済制度を巡って47年起算日制の廃止、48年「赤残」抑制改革など、金融市場に大きな影響を与える改革を行った。残念ながら、こうした決済制度改革がコール市場にどのような影響を与えたか、検証するための集中決済あるいはコール市場の統計データを今のところ欠く。まとまったデータが揃うのは、1949年に入ってからである。

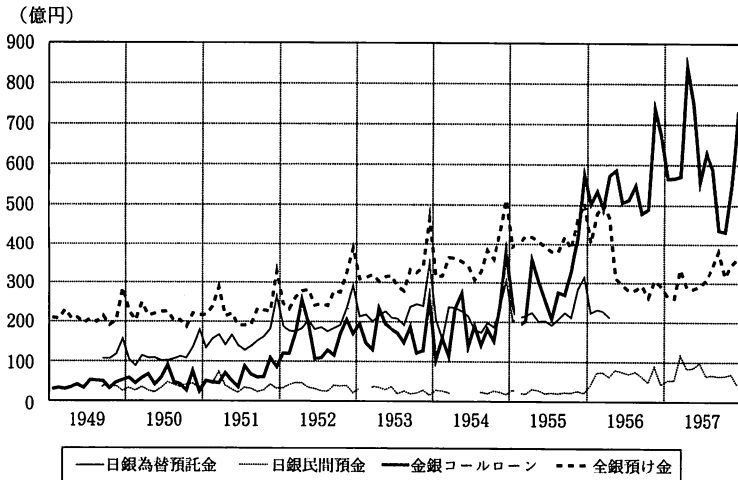
以上、コール市場に対する制度改革の構造的な影響は次のように整理されよう。第一に、戦時下日銀によって飲み込まれたコール市場が、手形交換所の復活によって再生の端緒をえた。しかし第二の起算日制の廃止によってコール市場の発展は腰を折られた。起算日制の廃止によって、為替決済における日銀信用供給は弾力的に運用され、また決済見合金制が導入されたために、コール市場の成長は抑えられた。第三に、48年の改革は見合金の一層の強化をもたらしたから、コール市場に対し更なる縮小要因として働いたと思われる。以上、日銀は戦後直後の改革によって、戦時下に強めた決済制度への介入を弱め、撤収を開始したが、そのコール市場に対する効果は一様ではなく、その結果、コール市場は再開されたけれども、その拡大は十分なものとはならなかった。

コール市場の発展にとって決済制度上のネックは、北川論文が指摘するように「決済見合金」にあった。決済見合金は決済のために日銀に積まなくてはならない一種の準備金である。この準備金制度によって日銀はコール市場を呑み込み続けたといえよう。この決済見合金が解消されたのは、1956年民間の為替交換制度への移行によってである。また日銀は、もはや煩雑な決済事務を負わないばかりでなく、恒常的に信用を供与すること

もなくなった。その結果、コール市場の発展に対し決済制度が阻止要因として働くことはなくなった。そのことは、図6によって確認できる。

図6は、1949年から57年にかけて全国銀行のコール、預け金残高と日銀の為替預託金、民間預金残高の推移を見たものである。ここでは全国銀行のインターバンク市場は、コールローンと預け金からなる。50年代前半においてコールローン残高は振るわず、預け金の遙か後塵を拝していた。日銀為替預託金は全銀預け金の一部をなすが、それですらコールを上回り、1955年に入って漸くコールが日銀為替預託金を上回るに至った。大きな構造変化は1956年春に起きている。全国銀行預け金は半減し、コール残高が急膨張している。それは日銀による内国為替集中決済制度が民間の為替交換制度へ改正され、日銀に為替預託金を積む必要がなくなり、解放された資金の大部分はコール市場へ、一部は日銀民間預金へ転じたのである。すなわち日銀による内国為替集中決済制度からの撤収が、コール市場発展に大きな弾みをつけたのである。

図6 戦後における銀行間預け金の推移（月末）

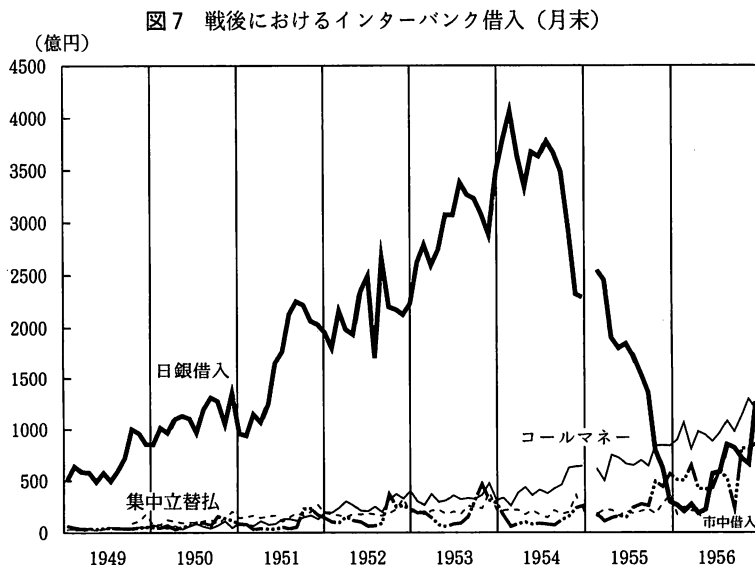


出所：日銀『金融統計月報』より作成。

第2節 決済、コール、日銀信用の短期変動

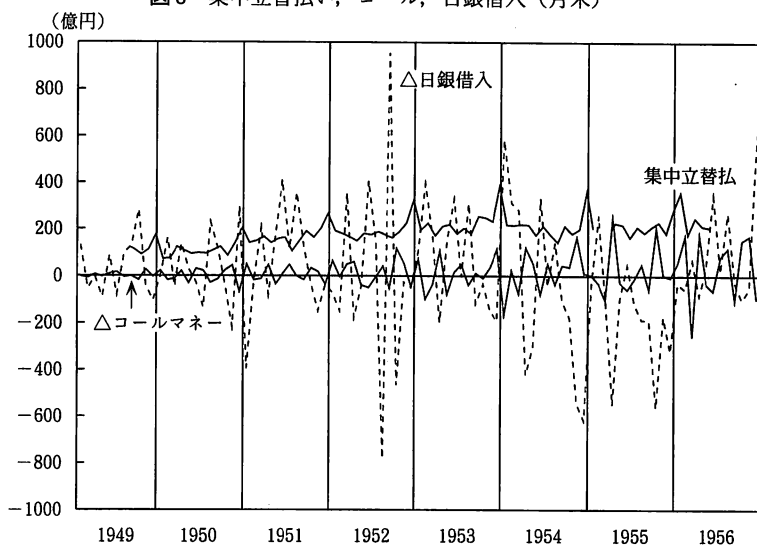
前節では決済、コール、日銀信用を巡る制度的な構造変化に光を当てた。ここではこれら三つの要因のあいだに短期的にどのような連動関係があったか、検討する。現代の金融政策は準備預金制度を核に短期金融市場調節によって行われている。翻って1948年から56年までのあいだ金融調節はどのように行われたのであろうか。見合金制度は準備預金制度のような政策的な自由度をもたない点で異なるが、両者は公的金融当局に一定の資金を預託する点で共通する。この共通点に着目するならば、決済見合金の変動がコール市場、日銀信用供給などと如何なる関係にあったのか、金融政策史の観点からも検討すべき論点であろう。

図7は、1949年から57年に至る決済見合金、コールマネー、日銀借入の月末残高を図にしたものである。比較のために図8に、コールと日銀借入について前月からの変化額を掲げた。これによると、三者の間には一定



出所：日銀『金融統計月報』より作成。

図8 集中立替払い、コール、日銀借入（月末）



出所：日銀『金融統計月報』より作成。

のはっきりした連動関係が読み取れる。

第一に、決済見合金（＝集中立替払い）とコールマネーとの間には負の関係がある。決済見合金の額は為替取引に応じてほぼ受動的に決定されるから、まず決済見合金が決まり、それがコール市場に影響すると見るべきであろう。すなわち決済見合金が増加すると、銀行はコール資金を取り崩して応ずる。

第二に、日銀借入はコールマネーとの間に負の関係、決済見合金との間に正の関係がある。このことは、日銀に決済資金の増加分を預託するとき、銀行はコールを取り崩すか、あるいは日銀から借り入れるか、両者は代替関係にあったことを示している。

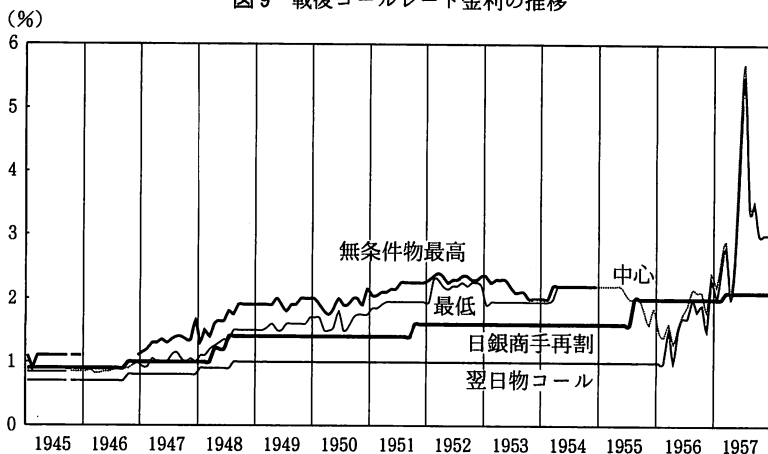
この二つの因果関係は、記述資料によっても確認できる。『日銀営業局毎月金融状況』は、今のところ戦後直後の時期など欠落が多いが、それをつなぎあわせることによって、当時の東京金融市場に関する貴重な情報を散発的ながら得ることができる。まず第一に、1956年に至る戦後復興期

においては、決済見合金の積み立ての問題がインターバンク市場の中心的な課題であったこと、とくに時期を遡るほどそのウエイトは高かった点がうかがえる。第二に、決済見合金とコール市場の関係について「各行集中決済手当 663 百万円等による軒並み回収あり、(コール—引用者) 残高再び 7 億円に陥没」と、負の相関関係が強調されている。第三に、「集中決済負累増、その手当て資金の一部を本行(日銀—引用者)復活貸出に仰ぐの外なきに至り」と、見合金の調達においてコール以外に日銀借入にも依存していたことが認められる⁽²⁰⁾。

決済見合金とコール、日銀借入を巡る、上で確認した二つの連動性はその強さに違いがある。決済見合金とコールとの関係は 1953 年に至るまではきれいな逆相関を描いていたが、その後やや不鮮明となった。一方、日銀借入は決済見合金やコールに比べ変動規模が遥かに大きい。また日銀借入のコールとのマイナスの連動性は、決済見合金との連動性よりも高い。ここで、三つの要因の規模の違いを考慮すべきであろう。図 7 に見るように、コール市場の規模は決済見合金の規模の二倍を超えないのに対し、日銀信用の規模は 10 倍を遥かに越える。規模の点からすると、決済額の変動は日銀借入よりもコール市場に大きな影響を及ぼすであろう。それゆえ決済額の変動はまずコール市場に影響し、それが日銀借入に影響を与えるという玉突き構造をなしていたのかもしれない。こうした連関構造が働くためには、金利が媒介項として働いていたはずである。つぎにこの点を検討しよう。

図 9 によって当時の公定歩合と翌日物、無条件物のコールレートの推移を示したものである。1949 年から 56 年に至る 8 年間、短期諸金利は無条件物金利 > 日銀商業手形再割引金利 > 翌日物金利、という秩序ある金利体系をなしていたこと、1956、7 年に翌日物、無条件物コールの金利いずれも自由化されたことが、ここから見て取れる。こうした金利体系のもとでは、①銀行は余資を無条件コールに投資し、②決済資金の需要に対してはまず翌日コールを引き出し、③なお不足するときは翌日コールを取り入れ、

図9 戦後コールレート金利の推移



出所：日銀『金融統計月報』より作成。

④さらに日銀から借り入れ、⑤最後に無条件コールを取り崩すか、⑥借り入れるというのが合理的な方法であろう。ここで決済資金需要とコールの逆相関を考慮するならば、コール市場からの借入③⑥はひとまず無視でき、日銀からの借入と翌日、無条件物コールの取り崩しの三つのルートに絞られる。

この三つのルートの金利効果を考えるとき、復興期の金利政策が必ずしも市場メカニズムによって動いてはいない点を考慮しなくてはならない。第一に、1948年臨時金利規制法によりコール金利にも規制の網がかけられた。当初規制が翌日物のみを対象としたため市場の中心は次第に無条件物へシフトし、こうした規制回避の動きに応じて1950年6月当局は金利指導の対象を無条件物にまで拡大している。図9によれば、1956年以前の無条件物コールの金利変動は翌日物に比べ弾力的ではあるが、56、7年に比べ硬直的であること、すなわちコール金利が資金需給の変動に応じて完全に弾力的に決定されていないことを示唆している。第二に、日銀は1946年1月から1955年7月まで銀行借入に対し高率適用制を適用し、公定歩合は名目化した。それゆえ銀行の資金借入に関する裁定行動は、日銀

が高率適用の利率を如何ほどに設定するか、その運用に左右される。

1947年8月の段階で短期金利体系は、翌日(0.8銭) < 公定歩合(1.0) < 第一次高率(1.1) < 無条件最低(1.15) < 第二次高率(1.3) < 無条件最高(1.4) < 赤残違約金(3.0)であった。このような金利体系のもとで、資金逼迫が強い状況では、第二次高率以下の日銀借入は決済資金外の需要に向けられ、決済要資は翌日物、とくに無条件物コールを取り崩し、さらに不足する分は赤残に依存せざるをえない。他方1955、6年のような資金緩慢な状況下では、決済要資も通常の日銀借入によって埋められ、「赤残」に依存するには至らない。

以上、都市銀行を中心とする決済資金不足に対し、コール、日銀借入を巡る金利裁定行動が明らかになった。しかしそもそも資金需給の変動に対する無条件物コール金利の感応はやや鋭敏さを欠いた。それゆえ資金需給の変動に応じてコール残高は変動しても、コール市場を介した日銀借入との連動性はやや希薄とならざるをえない。

むすびに

1943年戦時金融統制のもと、銀行界宿願の内國為替集中決済制度が成立し、遠隔地為替決済が著しく効率化された。その過程で中央銀行日銀はその運営を自ら担う必要があった。これによって内國為替決済制度は、それまでの民間による分散的な決済制度から公的な集中決済制度へ大転換を遂げた。この転換にともなって短期金融市場に大きな構造変化が生じた。市中のコール市場は、中央銀行への決済準備金の積み立てによって吸収され、低迷を余儀なくされた。決済制度の改革が短期金融市場の構造に大きな転換をもたらしたのである。こうした過程は、アメリカでも起きている。1913年連邦準備制度の成立に伴い、それまでの分散的な為替決済の非効率を緩和するために連邦準備銀行は自ら遠隔地決済のサービスを始めた。そのサービスは次第に強化され、現在のFed Wireに至る。その過程でア

アメリカの短期金融市場は、コール市場からフェデラルファンド市場へと構造転換を遂げた。1930年代から1950年代にかけて日米両国において生じた、こうした短期金融市場の構造転換の基底には、公的集中決済制度への転換が働いていたのである。

しかしながら、当時の日米両国における短期金融市場のありようは、同じではない。公的決済制度の確立強化を背景にして、中央銀行は短期金融市場改革に乗り出す。日本では戦時金融統制下、短期金融市場に対する統制の強化として徐々に行われた。その結果が、日本銀行による短期金融市場の「内庭」化にはかならない。この点は次稿の課題である。

《注》

- (1) 日本銀行による短期金融市場の「内庭」化については、かつて一応の展望を試みた。1996年度金融学会秋季大会報告（熊本）「内国為替集中決済制度と短期金融市場」『金融経済研究』第13, 14号, 1997年7月を参照。
- (2) 内国為替集中決済制度の成立とその後の展開については、拙稿「内国為替集中決済制度の成立とその展開」地方金融史研究会編『戦後地方銀行史 II—銀行経営の展開』第3章所収, 東洋経済新報, 1994年を参照。
- (3) 全国銀行協会連合会編(編集長北原道貫)『為替決済制度の変遷』1974年。
- (4) 明治期の決済機構については、拙稿「成立期日本信用機構の論理と構造(上)」『経済志林』第45巻第4号第1章, 1977年12月を参照。
- (5) 『富士銀行百年史』1982年, 329頁より。
- (6) 『滋賀銀行五十年史』445-446頁, 1975年, 『南都銀行五十年史』386頁, 1975年より。
- (7) 『東北地方銀行第三回為替主管者会議議事録』(1950年5月3日)2頁による。また日銀資料は1943年8月の段階では、東北の銀行が母店集中制の「方向ニ進ム銀行多ク身受ケラルル」と記している。
- (8) 前掲『富士銀行百年史』1982年, 410-413頁。
- (9) 前掲『為替決済制度の変遷』収録の座談会による。
- (10) 日本銀行企画委員会「内国為替共同決済制度ニ関スル本委員会ノ意見」(1942年12月18日)『結城豊太郎文書』所収, 詳細は前掲「内国為替集中決済制度の成立」地方金融史研究会編『戦後地方銀行史 II—銀行経営の展開』所収を参照。前掲『為替決済制度の変遷』収録の座談会によれば、日銀

- から全国金融統制会へ出向し、この問題を担当した課長の増田常次郎は、統制会における会議では表に出さなかったが、最終的には日銀へ話を持っていく腹であったという。
- (11) 表1から、帝国 24.3%、三菱 32.5%、安田 30.5%、興銀 24.5%である。
 - (12) 内国為替集中決済制度を巡る一万田の関与については、前掲論文「内国為替集中決済制度の成立とその展開」地方金融史研究会編『戦後地方銀行史 II—銀行経営の展開』所収を参照。
 - (13) 金融制度調査会「第一部会議事記録（第九回）」昭和21年1月8日『日本金融史資料 昭和統編第十九巻 大蔵省資料（一）』45頁。
 - (14) 金融制度調査会『「通貨発行規制暫定措置」に関する決議』昭和21年12月28日、同上資料155頁。
 - (15) 前掲全国銀行協会連合会編『為替決済制度の変遷』1974年による。
 - (16) 北川昇「内国為替集中決済制度について」全国地方銀行保有資料、あるいは前掲『為替決済制度の変遷』112-118頁を参照。
 - (17) 手形交換所の日銀吸収については、『日本銀行沿革史 第四集第二巻』第七節による。
 - (18) 日銀福岡支店管轄の九州北部について十七、十八、親和、肥後、大分の5大地方銀行の他店預け金は実に二千万円も減少した（日本銀行保有資料）。
 - (19) 43年9月大阪の短資業者が日銀大阪支店に対し、集中決済制度の創設が「短資市場を一層急迫」せしめるとその苦境を訴えた。内国為替集中決済制度の実施に関する「営業局長回覧」（昭和18年8月28日営為第41号）『日本銀行沿革史 第四集第二巻』第六節794頁より。
 - (20) いずれも日本銀行『営業局金融状況（毎旬）』昭和22年8月中旬報告による。

(1996年12月脱稿、2000年5月改稿)